

徳島市の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日

施設名	徳島市営紺屋町地下駐車場		
指定管理者	株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体	担当課	にぎわい交流課
指定期間	平成31年度から令和5年度	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市紺屋町地内		
施設の概要	*供用開始:昭和60年2月19日 *形式:自走式駐車場 *収容台数:287台(B1階121台・B2階166台) *構造:鉄筋コンクリート造地下2階 *面積:10,019㎡	事業の概要	1)駐車場の利用に供する業務 2)駐車場の施設、設備及び物品の維持管理(市長が指定する補修等を除く)に関する業務。 3)駐車場の利用料金に関すること 4)その他駐車場の管理に監視し市長が必要と認める業務

	項目名	令和2年度	令和3年度	項目名	令和2年度	令和3年度
利用状況に関する事	利用台数	77,946 台	70,371 台			
収支状況に関する事	指定管理料	0 千円	0千円	人件費	17,244 千円	16,780 千円
	利用料収入	54,034 千円	49,742 千円	管理費	19,524 千円	19,860 千円
	その他収入	639 千円	640 千円	その他	19,016 千円	10,916 千円
	収入実績(総額)	54,673 千円	50,382 千円	支出実績(総額)	55,784 千円	47,556 千円

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	(1)法令等の遵守、(3) 職員研修、(4) 利用促進の取組み、(5)設備・備品管理、(6)安全管理体制、(7)緊急の体制につきましては事業計画書に沿った運営を行ない、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。  (2)職員配置につきましては、令和3年度11月に契約社員の方が自己都合で退職された後は、事業計画書の当初の人員を確保できませんでしたが、統括責任者がシフトに入る事で、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。	A
	(2) 職員配置		
	(3) 職員研修		
	(4) 利用促進の取組み		
	(5) 設備・備品管理		
	(6) 安全管理体制		
	(7) 緊急時の体制		
利用者に関する業務	(1) 利用状況	(1)利用状況につきましては新型コロナの影響を受け、利用台数が平成31年度と比べ令和2年度は65.3%、令和3年度はさらに悪化し59.0%となっています。特に夜間の飲食目的の利用者が激減致しました。(2)平等な利用、(3)利用料金、(4)接客対応、(5)個人情報保護、(6)サービス向上の取組につきましては事業計画書に沿った運営を行ない、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。	A
	(2) 平等な利用		
	(3) 利用料金		
	(4) 接客対応		
	(5) 個人情報保護		
	(6) サービス向上の取組		
管理施設業務維持	(1) 保守点検業務	(1)保守点検業務、(2)清掃等維持管理業務、(3)修繕等維持管理につきましては事業計画書に沿った運営を行ない、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。	A
	(2) 清掃等維持管理業務		
	(3) 修繕等維持管理		
事実事業	(1) 企画運営事業	事業内容として、指定管理の募集要項、要求水準書には含まれておりません。	/
	(2) 自主事業		
経理状況	(1) 施設収支状況	(1)施設収支状況…新型コロナの影響で、雑収入を除く駐車場収入で平成31年度と比べ、令和2年度は58.4%、令和3年度はさらに悪化し53.6%となっております。(2)指定管理者経営状況…新型コロナ禍に入り2期連続の赤字となっております。(3)経費の縮減…職員一同経費の削減に励み、計画予算から令和2年度は約788万円、令和3年度は約870万円の削減が図れました。	A
	(2) 指定管理者経営状況		
	(3) 経費の縮減		
評価基準	S:優れている(協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている(協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント		総合評価
施設の利用状況や設備の状況について適格に分析・把握できており、トラブル時も迅速かつ適切な対応ができています。また、コロナ禍においては、周辺の飲食店利用者等の減少から利用台数の回復については非常に厳しい状況ではありますが、経費削減等の工夫を行い、健全な運営を行おうとする姿勢が評価でき、関係機関との連携や調整についても適切に行うことができています。		A
総合評価基準	S:優れている(各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている(各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)	